

# 兵庫・によ布がもりヶ森遺跡

- 1 所在地 兵庫県城崎郡日高町祢布
- 2 調査期間 一 一九九五年(平7) 五月～六月  
二 一九九五年二月～一九九六年五月

- 3 発掘機関 日高町教育委員会
- 4 調査担当者 加賀見省一
- 5 遺跡の種類 官衙跡(国府跡か)
- 6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(出 石)

祢布ヶ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約三〇mの小扇状地先端部に位置している。遺跡は、東西二五〇m、南北三〇〇m以上の範囲に及ぶと考えられ、今回の調査地点はその中心付近にあたる。遺跡の存在は古くから知られており、従来の調査結果より九世紀から一〇世紀にかけ

ての官衙遺跡であると考えられてきた。

今回調査を行なった地点の東方、約三〇〇mには但馬国分僧寺跡が存在するほか、国府関連と考えられる木簡の出土した深田遺跡を初め、同時代の遺跡が周辺部に多く分布している。

## 一 第一九次調査

祢布ヶ森遺跡第一九次調査は、民間の開発事業に先立ち、約五〇〇㎡を対象に行なった。調査区の中央部から西側にかけて三本の南北に走る溝を検出、東端の溝と中央の溝との間には、門と考えられる一間×二間の掘立柱建物を確認、この両溝の間が築地である可能性が考えられる。調査区の東半ではこの築地に平行して二間×九間(以上)の南北棟の掘立柱建物を検出した。柱穴内には柱根の残るものもあり、いずれも直径三五cm前後である。

遺物は、柱穴や溝の埋土から整理用コンテナで約一〇箱が出土している。特記すべきものでは、門と考えられる建物の柱穴内から、顔部だけの人形に表裏とも墨で顔を描いたものが一点出土している。

木簡は、南北棟の掘立柱建物の別々の柱穴内から三点が出土した。

## 二 第二〇次調査

調査地は、第一九次調査地点の北北西約五〇mの地点で、民間の開発事業に伴う調査である。調査は、約七〇〇㎡を対象に行ない、九世紀から一〇世紀にかけての南北溝と、東西溝、そして東西溝を埋めて建てた南面に廂をもつ掘立柱建物などを検出した。

遺物は、白磁、青磁の他、三彩、緑釉陶器、灰釉陶器、土器類が出土している。土器の中には「福」と墨書した須恵器や、「下野」と陰刻したあとと施釉した緑釉陶器も含まれている。

木簡は、建物跡付近から一点出土しており、掘立柱建物の柱穴か、東西溝から出土したものである。

## 8 木簡の釈文・内容

### 一 第一九次調査

#### (1) ・「朝来郡

・「死逃帳

・「天長□□ (右側面)

・「□□三年 (左側面)

(題籤軸) (123)×25×9 061

#### (2) ・「二方郡沽田結解

・「天長□□<sup>四カ</sup>

(題籤軸) (70)×28×7 061

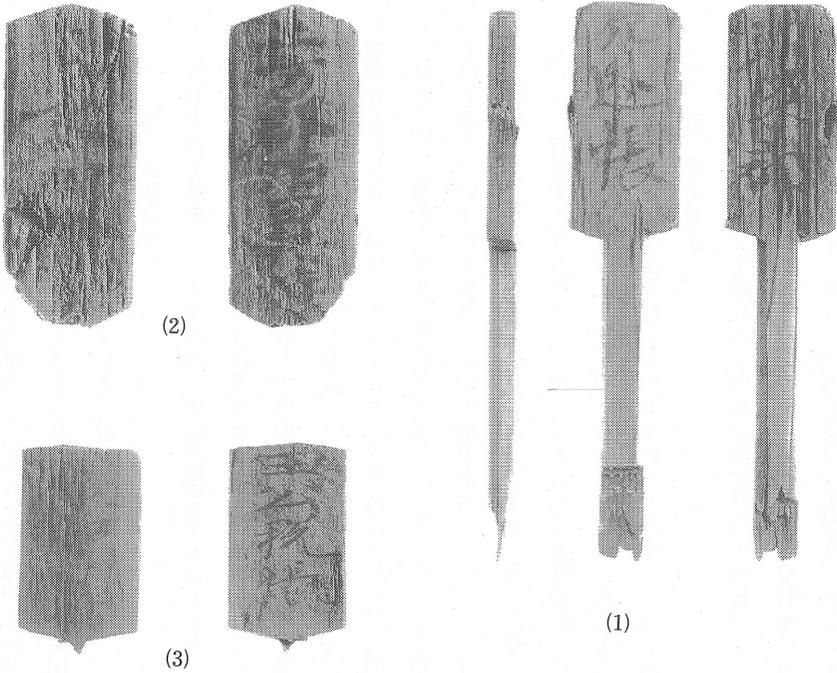
#### (3) ・「田公税帳

・「承和二年

(題籤軸) (46)×28×5 061

いずれも題籤軸で軸部は欠損している。

(1)は但馬国の南端に位置する朝来郡の死逃帳で、死逃帳は「死亡帳」と「逃亡帳」を指すものと考えられる。両側面には「天長□



第19次調査出土木簡

□「□□三年」(天長三年「八二六」と紀年が見られる。

(2)は但馬国の北西部に位置する二方郡のもので、裏面に天長四年と思われる紀年が見える。沽田は剩田を農民に貸しつける賃租のことを指すものと考えられる。

(3)田公は二方郡にある郷名。承和二年(八三五)の田公郷の正税出拳帳と思われる。

以上、三点の木簡に記載された「朝来郡」「二方郡」「田公」は、いずれも但馬国内の地名であるが、祢布ガ森遺跡の所在する気多郡以外のものである。つまり、これらの帳簿は各郡で取りまとめられ祢布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。

今回の木簡は、柱根の抜き取り作業中に掘形内から発見されたが、柱穴内への木簡の廃棄が意識されたものかどうかについては明確にできなかった。今後柱穴の調査方法に検討を要する。

二 第二〇次調査

- (4) ・「養父郡  
買田券

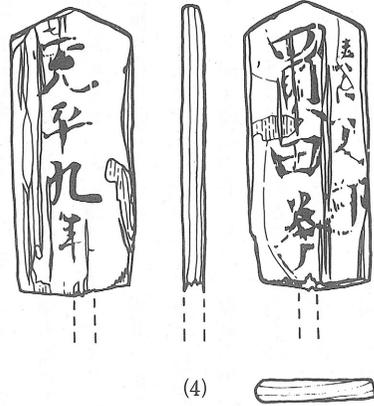
・「寛平九年

(題籤軸)

(60)×25×5 001

これも題籤軸で軸部は欠損している。

養父郡は、祢布ガ森遺跡の所在する気多郡の南に隣接する郡である。寛平九年(八九七)の紀年をもつ。第一九次調査で出土した木



第20次調査出土木簡

簡と合わせ、いずれも題籤軸であり、その記載内容から但馬の各郡で取りまとめられ、祢布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。但馬国府については、『日本後紀』延暦二三年正月壬寅条によって但馬国治(国府)を気多郡高田郷に移転したことが知られている。今回の二次にわたる調査で出土した木簡や検出した遺構から、祢布ガ森遺跡が延暦二三年に移転した但馬国府にかかわるものである可能性が考えられる。但馬国府推定地とされてきた深田遺跡との関係が今後課題となろう。

木簡の釈読、解釈については奈良国立文化財研究所史料調査室の方々にご教示をいただいた。

(加賀見省一)